

麻生地区・玉造地区の方は、 平成18年度から納付月が変わります

平成17年度の国保税は、旧町毎にそれぞれの税率で賦課されていましたが、平成18年度からは税率、納期について行方市として統一されます。（北浦地区の納期は、従来どおりとなります）1期（4月）・2期（6月）については、暫定賦課方式により納税していただくことになります。税率は、前年の所得状況、医療費の動向等を勘案し、本算定（8月）により決定します。決まり次第、お知らせいたします。



暫定賦課とは？

住民税の課税（所得）額が決定するのは6月の中旬頃で、それまでの間、国保税の額も決定できません。しかし、その間みなさんの納税がないと、市は毎月請求される医療費を支払えなくなってしまいます。その支払いの財源に充てるために、昨年の課税額を参考に暫定的に納税していただく制度です。

平成18年度の納期

納 付 月	4月(暫定)	6月(暫定)	8 月	10 月	12 月	翌年2月
各 期 別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期

← 暫定賦課 →
1期と2期は昨年の課税額のそれぞれ1/6ずつ納めます。

確定賦課(本算定)
確定した年税額から1,2期で納めた分を差し引いた金額を3～6期に分けて納めます。

(例) 前年度課税額：300,000円 8月の本算定の結果、年税額が360,000円と算出されたケース

各期別	1 期	2 期	3期(本算定)	4 期	5 期	6 期
納める額	50,000円	50,000円	65,000円	65,000円	65,000円	65,000円

※18年度から新たに国保に加入された世帯の場合、1,2期は課税されません。3期（8月）の本算定から納税していただくことになります。また、年度の途中（8月以降）に国保を取得・喪失された方は、届出月の次の納期月に合わせて、税額が更正されます。

※国保税の納付は資格が発生した月から

国保の資格取得日は届出のあった日から発生するのではなく、国保の取得要件を備えた日から発生します。従って、届出が遅れるとその日に遡って（最高で3年間）国保税も納めていただく事になりますので、社会保険等を喪失した際には、すぐに届出をしましょう。

※納税義務者は世帯主

国保税の納税義務者は世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合には、国保の世帯主（擬制世帯主）とみなして納税義務者となります。

※納税は便利で安心な口座振替を！！

◎取扱金融機関

常陽銀行 なめがた農協 茨城銀行麻生支店 佐原信用金庫麻生支店
水戸信用金庫麻生・玉造支店 郵便局

お申し込みは直接、各取扱金融機関までお願いいたします。

○問合せ 行方市役所 税務課 市民税係 電話 0299-72-0811

